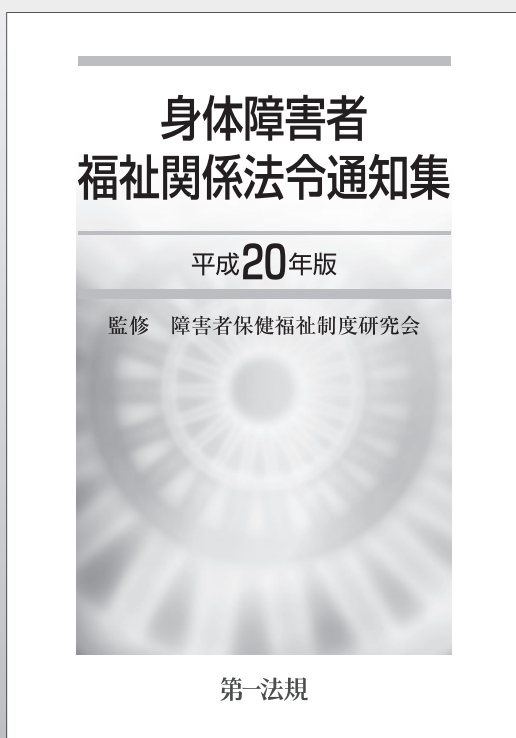


# 身体障害者福祉関係法令通知集

## 平成20年版

監修 障害者保健福祉制度研究会

### 身体障害者福祉関係者必携書



## 定番の最新版!!

目次	
---- 目次 ----	
(本書の内容現在が平成20年8月5日です。)	
第1編 身体障害者福祉関係総合的法令通知	
第1章 法令	
○障害者基本法 (昭45. 5.21 法律84).....	3
○障害者自立支援法 (平17.11. 7 法律123).....	13
○障害者自立支援法施行令 (平18. 1.25 政令10).....	71
○障害者自立支援法施行規則 (平18. 2.28 厚生労働省令19).....	125
○身体障害者福祉法 (昭24.12.26 法律283).....	193
○身体障害者福祉法施行令 (昭25. 4. 5 政令78).....	240
○老人福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に 関する政令(抄) (平 4. 9.30 政令320).....	251
○身体障害者福祉法施行規則 (昭25. 4. 6 厚生省令15).....	252
○福祉の措置及び保育の実施等の解除に係る説明等に関する省令 (平 6. 9.27 厚生省令62).....	286
○社会福祉法(抄) (昭26. 3.29 法律45).....	289
○身体障害者補助大法 (平14. 5.29 法律49).....	307
○身体障害者補助大法施行規則 (平14. 9.30 厚生労働省令127).....	317
○中国残障者等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に 関する法律施行令(抄) (平 8. 1.31 政令18).....	325
○中国残障者等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に 関する法律施行規則(抄) (平 6. 9.27 厚生省令63).....	327
第2章 法施行通知	
○身体障害者福祉法の施行に関する件 (昭25. 4. 1 厚生省発社28 次官通知).....	328
○身体障害者福祉法の運用について (昭25. 4. 5 社乙発48 局長通知).....	335

A5判・3,000頁・定価 本体7,500円+税

- ❑ 障害者自立支援法の制定とそれに伴う新たな身体障害者福祉制度に対応！
- ❑ 約400の最新関係法令、告示・通知等を平成20年8月5日現在で体系的に編集・収録！
- ❑ WEBに参考資料等を掲載！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

☎ Tel. 0120-203-694  
☎ Fax. 0120-302-640

# 本書の概要

## 第1編 身体障害者福祉関係総括的法令通知

- 第1章 法令
- 第2章 法施行通知
- 第3章 法の適用・施行一般
- 第4章 介護保険関係
- 第5章 障害者自立支援関係

## 第2編 身体障害者福祉関係個別的法令通知

- 第1章 援護の機関関係
- 第2章 身体障害者手帳関係
- 第3章 自立支援医療・補装具関係
- 第4章 在宅福祉・福祉サービス関係
- 第5章 施設福祉関係
- 第6章 予算経理関係

## 第3編 国立施設関係

## 第4編 特別障害者手当関係

## 第5編 他制度による福祉措置関係

○介護給付費等の請求に関する省令  
 ○厚生労働大臣が定める一単位の単価  
 ○厚生労働大臣が求める者等  
 ○介護給付費等の支給決定について  
 ○サービス利用計画作成費の支給対象となる支給決定障害者等について  
 ○「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」等の制定に伴う実施上の留意事項について

○障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準  
 ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
 ○障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 等

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

### ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成18年9月29日 厚生労働省告示第523号)

(第1編) 平成18年12月25日厚生労働省告示第599号、19年4月1日第129号、6月23日第227号、20年3月31日第311号、7月1日第320号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第3項及び第30条第2項並びに別表第22条第4項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、別表第12の8及び第13の9以外については平成18年10月1日から、別表第12の8及び第13の9については平成19年4月1日から適用し、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第169号)は、平成18年9月30日限り廃止する。ただし、平成18年9月30日以前に提供された指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の提供については、なお従前の例による。

第4章 在宅福祉・福祉サービス関係

別表  
 介護給付費等単位数表

第1 居宅介護  
 イ 居宅における身体介護が中心である場合  
 (1) 所要時間30分未満の場合 230単位  
 (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 400単位  
 (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 580単位  
 (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 655単位  
 (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 730単位  
 (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 805単位  
 (7) 所要時間3時間以上の場合 875単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合  
 (1) 所要時間30分未満の場合 230単位  
 (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 400単位  
 (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 580単位  
 (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 655単位  
 (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 730単位  
 (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 805単位  
 (7) 所要時間3時間以上の場合 875単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

ハ 家事援助が中心である場合  
 (1) 所要時間30分未満の場合 81

### 第3章 自立支援医療・補装具関係

#### ○障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について

(平成20年6月8日 厚生労働省告示第2004号  
 各都道府県庁長官・指定都市市長・中核市長若しくは厚生労働省社会・援護局長若しくは福祉部長通知)

障害者自立支援法第5条第19項及び第76条第2項に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成20年3月31日厚生労働省告示第147号)の別表の1の1(ホ)オ、2(ホ)オ、3(ホ)イ及び4(ホ)イの完成用部品の名称、使用部品、価格等について、別表のとおり「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」を定め、平成20年6月2日から適用することとしたので、了知のうえ、貴管内町村及び関係機関等への周知徹底を図らねばならない。

なお、平成18年9月29日厚生労働省告示第169号(「障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」)は本通知をもって廃止する。

別添 (略)

ホームページからのお申し込みは  
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>



<http://www.daiichihoki.co.jp>

キリトリ線

## 身体障害者福祉関係法令通知集 平成20年版 定価 本体7,500円+税 【コード024588】

\*弊社宛直接お申し込いただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料450円にてお届けいたします。上記のとおり申し込みます。なお、代金は現品受領後、請求書により支払います。

平成 年 月 日

	〒				
ご住所					
機関名			部署名		
フリガナ ご氏名			TEL		

様 ㊞

申込書(第一法規刊)

### <お客様個人情報の取扱いについて>

お客様よりお預かりしたお名前・住所等の個人情報は、商品や代金請求書の発送、アフターサービス、弊社商品・サービスのご案内をするために使用いたします。ご同意のうえお申し込みくださいますようお願いいたします。ご不明な場合、また個人情報の照会、訂正、削除を希望される場合は、フリーダイヤルにてご連絡ください。お客様よりお預かりしました個人情報は、弊社ホームページに掲載の「プライバシーポリシー」に従い適切に管理いたします。 [フリーダイヤル TEL 0120-203-696 FAX 0120-202-974](http://www.daiichihoki.co.jp)

### 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

#### ■宛先

〒107-8560  
 東京都港区南青山2-11-17  
 第一法規株式会社  
 FAX ☎0120-302-640  
 (FAXはお近くの支社へ届きます)

書店印